

## 無罪事例にみる犯行体験の有無と自白の関係

### —事例選定の準備作業として—

大橋 靖史

被疑者や被告人の自白は常に犯行体験に基づいているわけではない。犯行体験に基づかない虚偽の自白が存在し得る。そうした自白は冤罪を生み出すことになることから、できるだけ虚偽自白を防ぐ、あるいは、見つけ出すことが重要となる。そのためには、無実の被疑者・被告人による自白の分析が必要となる。しかし一方、多くの自白は被疑者や被告人の犯行体験に基づくと考えられる。そうした自白は、重要な証拠となりうるはずである。そのためには、自白を得ることが重要となる。このように自白の問題については主に2つの立場から研究がなされてきた。1つは、前者の虚偽自白に関する研究であり、もう1つは、後者のように、いかに被疑者から自白を得るか、その取調べ技術に関する研究である。

前者の虚偽自白を防止する、あるいは、発見する実践的研究としては、Undeutsch (1967) やTrankell (1972) に始まり、Köhnkenら(Steller & Köhnken, 1990)へと展開していく供述の現実分析がある。またわが国でも、冤罪が疑われる事件の自白を資料に、被疑者の供述が分析されている(たとえば、浜田, 1992)。こうした研究では、無実の被疑者が誤って自白へと導かれてしまう際の供述の特徴について主に検討がなされている。

後者の代表的な技法には、アメリカ合衆国におけるInbauらの尋問技法(Inbau, Reid, & Buckley, 1986)がある。彼らの本の中では、被疑者を自白へと導くためのテクニックが詳しく紹介されている。彼らによれば、開発された9段階からなる尋問の方法やテクニックを用いれば、暴力・脅迫・利益誘導などにより無実の被疑者に虚偽の自白をさせるおそれはないとのことである。しかしながら、彼らの尋問方法に対する批判も存在する(Gudjonsson, 1992; Kassin, 1997)。Inbauらの手法では、被疑者を自白へと導くことが優先され、無実の被疑者を自白へと誤って導いてしまう危険性を防ぐ具体的方策については積極的に検討されていない。

このように、これまでの自白の研究は、無実の被疑者・被告人を擁護する立場に立つか、犯人を追及し、自白を得たい警察・検察側の立場に立つかで、研究の前提が異なってしまう、互いに相手の主張や研究を十分検討してきたとは言えない。本研究では、これらどちらか一方の立場に片寄ることなく、犯行の体験者ではない無実の被疑者の自白と犯行の体験者であ

る真犯人の自白を比較検討することで、犯行体験の有無と自白との関係を明らかにしていきたい。

そのためには、同一事例における犯行体験者の供述と犯行非体験者の供述とを比較検討することが望ましい。そこで、本研究ではまず、犯行非体験者の自白が存在する無罪事例について検討し、その中でも、真犯人が後になって現れた、すなわち、犯行体験者の自白も存在する事例を抜き出し、該当事例について詳細に検討することとしたい。

無罪事例における自白の信用性問題についてはこれまで法学者により研究がなされてきた。たとえば、渡部(1992)は、裁判例等に現れた自白の信用性の判断基準を検討し、自白の信用性判断に関する一般的な注意則を提唱している。また、中川(2003)は、判決理由にみられる事実認定の問題を検討するなかで、裁判における自白の信用性判断について言及している。これら法学者の研究に共通してみられる姿勢は、犯行体験の有無そのものよりむしろ、事実認定をめぐる自白の評価に関心が向いている点にある。これは、法学が規範的学問であり、裁判という場において規範がどのように運用されているかに関心があることと密接に関わっている。これに対し、本研究では、犯行体験の有無という客観的で検証可能な事実を基盤に、自白の問題に対しアプローチする。そのために、無罪事例のなかでも真犯人の自白と無実の被疑者の自白とが同一事例において存在する事例について詳細に比較検討する。

たしかに、司法研修所(1991)における研究では、有罪事例と無罪事例の両者を対象に、被告人と犯行との結ぶつきが争われた事例をもとに自白の信用性について検討がなされている。裁判所の判事3名が合議のうえ、被告人と犯行との結びつきが問題となった事例で、且つ、自白の信用性(任意性)が争われた事例に限定し、無罪事例27例、有罪事例14例、再審無罪事例8例、合計49例について自白の信用性判断基準について検討した。これは冒頭で言及した研究に比べ、より中立的な立場に立った研究と言える。ただし、検討対象となった事例は、1991年以前の事例であり、昭和28年(1953年)から昭和61年(1986年)にかけて判決が下された事例であった。そのため、比較的最近の判決事例が入っていない。そこで、本研究ではまず、最近の無罪事例について同様の分析を試みることにした。

司法研修所(1991)の研究では、無罪事例と有罪事例が比較検討されている点において、事例選択の偏りを防ぐ試みがなされているが、事例ごとに個別的特徴があることから(大橋・森・高木・松島, 2002)、個別的特徴が異なる有罪事例と無罪事例の単純な比較では十分とは言えない。比較対象としては、同一事件における真犯人の自白と無実の被疑者の自白が望ましい。そこで本研究では、この条件に該当する事例を収集することを試みることにしたい。そのためには、同一事件における真犯人の自白と無実の被疑者の自白の両者が存在する事例を探し出す必要がある。したがって、今回分析対象とする無罪事例の中から、真犯人の自白が得られた事例を選び出すことが必要となる。

こうした同一事件において真犯人の自白と無実の被疑者の自白の両者が存在する事例は過去には存在する。例えば、戦後から1990年以前では、1952年に発生した米谷事件がある。この事件は、青森市の近くにある村（現在は青森市内）で、一人暮らしの女性が強姦され殺害された事件である。事件発生後、犯人として同じ村に住む米谷氏が嫌疑を受け、逮捕され3日目に自白した。米谷氏は起訴され有罪判決が下され、控訴は棄却された。その後1966年に被害者の甥が真犯人として名乗りでた。ただし、この真犯人は起訴されたが、その後自殺してしまったために、1968年に無罪判決がくだされている。一方、無実の被疑者に対しては、1976年に再審が開始され、1978年に無罪判決がくだされている。裁判としては、両者に無罪判決が下されたことになる。

上述したような要件を満たしている事例はきわめて少ないものと思われることから、該当事例について詳細に検討していくことが重要である。そこで本論文では、平成2年(1990年)から平成13年(2001年)までの12年間の無罪事例をもとに該当事例を分析・選定する。

#### [目的]

『無罪事例集』に掲載された、平成2年(1990年)から平成13年(2001年)までの12年間の無罪事例をもとに、自白の信用性を判断する際に用いられてきた注意則について検討する。そのうえで、一旦自白したが後に他の証拠から無実であることが明らかになり、且つ後に他の証拠等から真犯人が明らかになった事例を、裁判事例から選び出す。

#### [手続き]

1. 検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部編）をもとに、平成2年から平成13年までの12年間の刑事裁判確定総数と無罪数を求めた。
2. 平成2年から平成13年までの主な無罪事例が掲載されている、日本弁護士連合会刑事弁護センター発行の『無罪事例集』第1集から第7集をもとに、無罪判決が掲載された事例の中から、自白の信用性が主たる無罪理由となった事例を取り出した。
3. 取り出した各事例について、自白の経過、自白内容の変動・合理性、捜査状況等を精査し、自白の信用性判断に際し用いられた注意則について検討した。
4. 事例の中から、一旦自白したが後に他の証拠から無実であることが明らかになり、且つ、後に他の証拠から真犯人が明らかになった事例を選び出した。

## [分析結果および考察]

## 1. 無罪率について

検察統計年報をもとに、平成2年から平成13年までの12年間の刑事裁判確定総数と無罪数を求め、表1に記す。表1から明らかなように、無罪率（有罪人員と無罪人員の合計に占める無罪人員の比率）は0.004%から0.016%の間を推移していた。

それ以前の無罪の人員については、昭和32年（1957年）から49年（1974年）までの間は、おおむね400人台から500人台の年次が続き、その間の昭和45年（1970年）に623人の最高値を記録した（無罪率0.04%）。その後は減少傾向を示し、平成6年（1994年）以降は最低値を更新し続け、表1に示すように、平成8年（1996年）は45人であった（無罪率0.004%）。

表1 刑事裁判における無罪数と無罪率

年次(平成)	全刑事裁判確定総数	無罪数	無罪率(%)
2	1,271,395	107	0.008
3	1,208,878	197	0.016
4	1,230,034	91	0.007
5	1,199,554	124	0.010
6	1,140,353	58	0.005
7	1,031,716	52	0.005
8	1,073,227	45	0.004
9	1,099,567	58	0.005
10	1,076,327	57	0.005
11	1,090,701	59	0.005
12	986,914	46	0.005
13	967,136	44	0.005
合計	13,375,802	938	0.007

ここから明らかなように、わが国の刑事裁判における無罪率は極めて低い。法廷で被告人が否認した事件に絞り込んでみても、その主張通りに無罪が認められる割合は0.2%程度であり、イギリスの15%、アメリカ連邦裁判所の25%と比較しても極めて低い(渡部, 1987)。したがって、在任期間中に無罪判決を1回も下さない裁判官も多いことになる。こうした状況では、裁判官は1回あるかないかの無罪判決を下す際には躊躇せざるを得なくなると考えられる。

わが国の裁判の現状では、起訴・不起訴の段階で実質的な事実認定作業が終了してしまっている。この事実は、わが国の検察官の優秀さを示していると同様に評価できる一方、刑事訴訟手続きの可視化という観点からみた場合は大きな問題を孕んでいる。

## 2. 無罪事例集に掲載された事例の検討

無罪事例集は、日本弁護士連合会刑事弁護センターに寄せられた無罪事例を掲載したものであるが、第1集から第7集までには、平成2年（1990年）から平成13年（2001年）までの無罪事例（判決まで掲載されたものに限定）が全体で216事例掲載されていた。その年次ごとの事例数を表2に示した。表1に示した無罪事例のうち約23.0%（938事例中の216事例）が掲載されていたことになる（なお、事例は日本弁護士連合会の会員から寄せられたものに限られ、また、公刊物に掲載済のものは除かれている）。

これらの無罪事例のうち、本論文で分析対象とした事例、すなわち、被疑者・被告人からの自白があり、且つ、犯人の同一性が裁判において争われた事例を抜き出したところ、21事例が該当した（表2参照）。これは、無罪事例集に掲載された事例の約9.7%を占めていた。

表2 無罪事例集に掲載された事例

年次(平成)	総数	判決掲載事例	概要のみ掲載事例	自白有り&犯人の同一性が争われた事例
2	5	5	0	3
3	42	8	34	1
4	37	5	32	0
5	31	2	29	2
6	60	40	20	1
7	30	24	6	1
8	21	14	7	1
9	33	24	9	4
10	19	15	4	0
11	26	26	0	3
12	33	33	0	3
13	20	20	0	2
合計	357	216	141	21

各事例には、事例の概要と裁判所の判断（判決、主文、理由）が掲載されていた。そこで次に、各判決理由から裁判所が自白の信用性についてどのように評価しているか検討することとした。

## 3. 自白の信用性評価について

21事例について詳細に検討することとし、表3にその一覧を示す。

表3 被告人と犯人の同一性が争われ、自白の信用性が争点となった事例の一覧

無罪理由	No.	事件番号	資料元	罪名	判決日
自白の信用性	1	1-①：昭和六一年(わ)一四九五号	事例集1	暴力行為等の処罰に関する法律違反	京都地裁：H2.1.17
自白の信用性	2	1-②：昭和五六年(わ)一三七号	事例集1	強姦致傷・殺人	松江地裁：H2.3.15
自白の信用性	3	1-③：平成元年(わ)一八四号・一九三号・二〇五号の一部	事例集1	覚せい剤取締法違反	宮崎地裁：H2.3.22
自白の信用性	4	1-④：昭和63年(わ)二一三号・二三八号	事例集1	強姦未遂・強制わいせつ	宇都宮地裁：H3.5.30
自白の信用性	5	2-⑤：平成4年(う)第二八三号	事例集2	建物侵入、窃盗<一部無罪>	福岡高裁：H5.3.18
自白の信用性	6	2-⑥：平成2年(う)四四五号	事例集2	殺人、現住建造物放火	大阪高裁：H5.5.7
自白の信用性	7	373：平成6年(わ)七号<他の強姦傷害等は有罪>	事例集3	強姦未遂	佐賀地裁：H6.8.9
自白の信用性	8	440：平成六年(わ)第一一五六号	事例集4	恐喝	福岡地裁：H7.12.20.
自白の信用性	9	456：平成五年(わ)第一七七号	事例集4	強姦致傷	大津地裁：H8.3.29
自白の信用性	10	529：平成七年(わ)第四六七号	事例集5	銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	神戸地裁：H9.1.29
他の証拠(①該当事例)	11	556：平成九年(ほ)第三号	事例集5	道路交通法違反	福岡簡裁：H9.7.1
自白の信用性	12	580：平成八年(わ)第六四八号	事例集5	銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	横浜地裁：H9.1.31
自白の信用性	13	588：平成九年(ろ)第二号	事例集5	暴行	赤湯簡裁：H9.11.26
自白の信用性	14	512：平成七年(わ)第三八四八号	事例集6	傷害致死	大阪地裁：H11.5.6
自白の信用性	15	586：平成10年(わ)第一四〇二号	事例集6	窃盗	大阪地裁：H11.2.17
自白の信用性	16	606：平成12年(う)第七十四号	事例集7	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為当の防止に関する条例違反	東京高裁：H12.7.14
自白の信用性	17	615：平成12年(う)第八八七号	事例集7	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為当の防止に関する条例違反	東京高裁：H12.9.18
自白の信用性	18	623：平成12年(う)第二九八号	事例集7	強盗	名古屋高裁：H11.12.13
自白の信用性	19	642：平成12年(う)第一一〇六号	事例集7	道路交通法違反	大阪高裁：H13.3.14
自白の信用性	20	649：平成12年(わ)第五七六号・第三九四号<一部無罪>	事例集7	強盗、常習累犯窃盗	岐阜地裁：H13.3.12
自白の信用性	21	691：平成12年(少)第一五三号	事例集7	窃盗	奈良家裁：H12.9.27

表4 自白の信用性を判断する際に用いられた注意則

No	事件番号	自白した時間・場所など	A: 自白の経過: 自白時期・自白と否認の交錯・自白の誘因	B: 内容の変動: 一貫性・不合理性・誘導	C: 体験供述: 写実性	D: 秘密の暴露	E: 客観的証拠との符号性	F: 物的証拠の不存在	G: 犯行前後の捜査官以外のものに対する被告人の言動	H: 弁解	I: 状況証拠
1	1-①	捜査: 自白→公判; 否認		○: 内容不一致あり。不自然性	不存在	○: 自白したものととは別の争執が使用されたことが判明					
2	1-②	捜査: 自白→公判; 否認	○: 捜査官の作為の介入可能性あり	○: 内容の変遷あり	不存在	○: 客観的証拠による裏づけに欠ける。反対証拠も存在					
3	1-③	捜査: 自白→公判; 否認	○: 被告人自ら、取調官に頼み、被害者の供述に合わせた取調べを行う	○: 被害者自らが注射したと供述。はじめは被害者をかばうため自白していたことを訴えた	不存在				○: 犯行様態の困難性、前後の事実関係との矛盾		
4	1-⑩	自白を次々にする	○: 誘導性高い/被告人の知能が低く、非誘導性高い	○: 不自然・不合理性あり	不存在	○: 客観的状況との間に矛盾あり					
5	2-⑦	H2.3逮捕時: 自白→起訴; 否認。公判; 否認。→H2.10否認撤回+余罪自白→H3.4 第6回公判; 否認	○: 取調べ中に、捜査官からの便宜供与(現金供与、飲食物の提供)の可能性あり/余罪を自白すれば元の事件を送致しないなどの約束あり								
6	2-⑧	逮捕時: 否認→捜査: 自白→第1公判; 否認→以後、一貫して否認		○: 重要な部分において変転		○: 客観的証拠との矛盾が有る			○: 被害者宅の合いかぎが見つからなかった。他のものも合いかぎを持っている可能性あり		
7	373	捜査: 自白(途中一旦否認)→公判廷、一貫否認	○: 捜査段階供述が誘導の可能性有り	内容の変遷はあまりない		○: 被害者の着衣についた血液が被告人のものとは異なるDNA鑑定結果			○: 被害現場の様子や被害時の言動の供述が不十分		
8	440	逮捕時: 否認(犯行場所へ行ったこともない)→4日後: 自白→公判で否認	○: 公判中にも一度自白(私用で外出したかったため)●ここで若干、取調べ側の誘導の可能性はあるが自白の信用性を否定するには至らない	○: 不合理性あり	秘密の暴露等の不存在						
9	456	逮捕時: 否認→翌日: 自白→捜査: 否認→以降、一貫して否認	○: 一時期だけの自白。弁護士接見後は一貫して否認	○: 概略的なものに留まっている	なし。捜査当局側がわかっていない範囲の供述のみ	アリバイ主張も虚偽とはいえない			逮捕前に、被害者に謝罪しているが、これは任意性の存在に疑問がある上、多義的に解釈することが可能		
10	529	逮捕時: 否認→捜査: 自白→第2回公判; 否認→以後、一貫して否認	○: 捜査段階供述が誘導の可能性有り	○: 被告人の供述撤回					○: 関係者をかばう供述をしていた可能性		
11	556	H8.5罰金刑確定→真犯人出現									
12	580	逮捕時: 自白→弁護士接見後: 否認→捜査: 自白→第2公判; 否認			なし。捜査当局側がわかっていない範囲の供述のみ				○: 真犯人をかばう供述をしていた可能性		
13	588	捜査: 自白→第1公判後一貫して否認	○: 捜査官の誘導。初期の裏付け捜査の不足	○: 変遷							
14	512	逮捕時: 否認→逮捕当日深夜: 自白→翌日以降: 一貫して否認	○: 一晩のみの自白		秘密の暴露とまではいえない						
15	586	捜査: 自白(一時、黙秘)→19日後以降、一貫して否認	○: 捜査段階供述が誘導の可能性有り	○: 内容虚構の可能性あり	○: 具体性にかけ	○: 客観的証拠(アリバイを含む)が数多く存在する			○: 犯人を裏付けるものとはいえない		
16	606	逮捕当日: 否認→翌日: 自白→公判; 否認	○: 検察官による取引的観念の可能性						○: 自ら被害者と警察に行った		
17	615	事件当日及び翌日: 否認→捜査: 自白→略式手続き審判の保釈後: 否認	○: 検察官による取引的観念の可能性	○: 捜査官の意向に沿う犯行状況を作出した疑い							(○: 原判決で: 被告人と被害者の位置
18	623	逮捕時、捜査、原審公判; 自白→控訴審; 否認		○: 新供述							
19	642	捜査: 否認→公判; 自白→控訴審; 否認		○: 裁判官主導の公判供述							
20	649	捜査: 一旦自白→公判; 否認	○: 実行行為は否認					○: 防犯ビデオと類似していない			
21	691	逮捕時: 否認→捜査: 自白→家裁送致後: 否認→以後、一貫して否認		○: 供述乏しい							

これらは、No.11の529事件(事件番号は日弁連刑事弁護センターで管理されている無罪事例等の整理番号である)を除き、いずれも自白の信用性が主たる無罪理由となっていた(なお、No.11の事例は、速度違反にて罰金刑が確定した被告人が、その後、被告人が同乗していた車を運転していた無免許の同僚の身代わりになっていたことを申し出たため再審無罪になった事例である)。また、被疑者・被告人の供述の変遷が信用性判断のポイントになっている事例が多かった。更に、供述内容の不合理性もポイントになっている事例が多かった。

事例の検討にあたっては、『自白の信用性』(司法研修所、2001)に示されている注意則をもとに、次のAからIまでの9項目について検討した(表4参照)。

#### A. 自白の経過

自白の経過に関わる注意則は、自白の成立過程の問題、および、自白(供述)経過の立証の問題の2つに大別される。前者の自白の成立過程の問題は、更に、自白時期(身体拘束後の早期の自白、不拘束中の自白、公判廷の自白、関連事項)、自白と否認の交錯、および、自白の誘因(動機)(捜査官側の要因、被告人側の要因)に細分される。また、後者の自白(供述)経過の立証の問題は、録音テープ等、未提出調書の取調べ、および、被告人の弁解と捜査官の証言との関係に細分される。

21事例のうち、Aについて言及している判決は14事例存在した。たとえば、No.7の373事件は、被害者の着衣に付着した血液が被告人のものと異なるとのDNA鑑定の結果や自白の信用性に疑問があることから強姦等の一部が無罪となった事例であるが、判決理由において「被告人の警察官に対する自白は、取調警察官が被害者の供述や先にした実況見分の結果等から予め把握していた事実に基づいて適宜誘導したのではないかとの疑いを払拭することができない」と指摘されている。この他の事例については、表4にそのポイントを記載した。

#### B. 自白内容の変動・合理性

自白内容の変動・合理性に関わる注意則は、供述の変遷・動揺、動機の合理性、および、自白内容の合理性の3つに大別される。

21事例のうち、Bについて言及し、自白の信用性について疑問を呈している判決は15事例存在した。たとえば、No.6の2-⑧事件は羽曳野放火殺人事件と呼ばれる事件で、被害者のダイニング・メッセージに引きずられた捜査と自白の強要が問題となった事例であるが、犯行の重要な部分に看過し得ない変遷があることが判決理由の一つとして指摘されている。この他の事例については、表4にそのポイントを記載した。

なお、供述の変遷があまりないことを指摘した事例も1事例(No.7:373事件)あったが、この事例では他の注意則から自白の信用性を判断していた。このことから、内容の変遷があまり見られない場合であっても自白の信用性は必ずしも保証されない、と裁判所が判断する

ことがあり得ることがわかる。

#### C. 体験供述

体験供述に関わる注意則は、体験供述の特徴、体験性の識別、体験供述の評価、および、擬似体験供述の4つに大別される。

21事例のうち、Cについて言及している判決は1事例のみ存在した。それは、No.15の586事件で、普通乗用自動車の窃盗事件につき被告人が捜査段階で一旦自白したものの後に否認に転じた事例である。裁判所は、当初の自白は被告人が捜査官の誘導や自らの創作をとり混ぜた内容虚構のものであるとの疑いが濃く信用性に乏しい上、その後の否認供述は相当多くの客観的証拠の裏付けがあり、その内容を必ずしも不自然ということとはできないとして、無罪とした。判決理由では、自白について「その内容は全く具体性に欠け、断片的なものにとどまっているうえ、否認から自白に転じた理由も十分な裏付けはないし、内容的にも全面的に納得できるものではない」と指摘している。

ただし、体験供述を注意則として用いていた事例はこれ以外になく、注意則としてそれほど用いられていないことがわかる。

#### D. 秘密の暴露

秘密の暴露に関わる注意則は、秘密性、供述内容の確認、および、犯行との関連性の3つに大別される。

21事例のうち、Dについて言及している判決は8事例存在した。いずれも秘密の暴露の不存在について言及している。たとえば、No.12の580事件は、けん銃および実包所持による銃刀法違反、火薬類取締法違反事件につき、捜査段階において、被告人が押収品の真の所持者たる所属暴力団の上位者（真犯人）をかばうために被疑事実を認めたものの、後日真犯人たる上位者が名乗り出たため、公判途中で否認に転じたという事案について、真犯人の供述は客観的証拠に照らしても信用性が高いなどとして、無罪とした事例である。この事例では、肝心のけん銃の形状等について被告人が無知であることが明らかとなっている。これなどは、秘密の暴露の不存在と言うより、むしろ、無知の暴露(浜田, 2001)と言えるものである。

秘密の暴露が存在する場合は被疑者・被告人が真犯人である決定的な証拠と見なされる場合が多いが、秘密の暴露が存在しない場合であってもそれが自白の信用性を判断する際に重要であると評価されていることがわかる。特に、自白に信用性がないと判断する際には、無知の暴露が重要である。

#### E. 自白と客観的証拠との符合性

自白と客観的証拠との符合性に関わる注意則は、自白の内容と客観的証拠との符合性の判断、符合性の程度、自白の内容が客観的証拠と符合しないにも拘らず信用性が認められる場合とその理由、および、自白の内容が客観的証拠と符合するにも拘らず信用性が認められな

い場合とその理由の4つに大別される。

21事例のうち、Eについて言及している判決は7事例存在した。たとえば、No.20の649事件は、コンビニエンスストア店員に対し、脅迫文言を記載した紙片・刃物様のものを示してその反抗を抑圧し、現金を奪取した事件であるが、実行行為者との同一性を被告人が否認している事案である。この裁判の判決理由では、事件の犯行状況が録画された防犯ビデオ・目撃者5名の供述からは被告人と実行行為者との同一性は認定できず、被告人の捜査段階での自白も信用できないとされた。このように、自白内容と客観的証拠との照合がなされ、両者が符合しないことが指摘されている。

なお、No.9の456事件では、犯行自体ではなく、むしろ、アリバイ主張について言及がなされていた。

#### F. 裏付けとなるべき物的証拠の不存在

21事例のうち、Fについて言及している判決は今回の分析対象とされた事件の中には見い出されなかった。

#### G. 犯行前後の捜査官以外の者に対する言動

21事例のうち、Gについて言及している判決は1事例のみ存在した。それは、No.16の606事件で、満員電車内で、痴漢犯人の手をつかみ視線で辿って顔を見たら被告人だった旨の被害者の証言は、混雑状況や被害者がつかんだ手をすぐに離したことに照らして必ずしも信用できず、被告人の検察官に対する自白調書も、内容に疑問があるうえ取引的観念による虚偽自白の可能性も排斥し難く、降車後に被告人の方から被害者を呼び止めて一緒に警察に行ったことなども考慮すると、被告人を犯人と認定できる証拠を欠くとして、原判決を破棄し被告人を無罪とした事例である。ここでは、犯行後における被害者に対する言動が自白を評価する際に利用されている。

#### H. 被告人の弁解

21事例のうち、Hについて言及している判決は3事例存在した。ただし、No.9の456事件では信用性を明確に否定すると言うより、多義的な解釈が可能であることを指摘している。また、他の2事例ではいずれも、自白が関係者や真犯人をかばう供述であった可能性を指摘している。

#### I. 情況証拠との関係

21事例のうち、Iについて言及している判決は5事例存在した。たとえば、No.3の1-③事件は、交際相手の女性に覚せい剤を注射したという事件につき、その女性の供述の信用性および被告人の自白調書の信用性を否定し、当該女性自身が注射したものと認定した事例である。判決理由では、「本件犯行態様の困難性、前後の事実関係との矛盾等」が指摘されている。

以上、それぞれの注意則について分析してきたが、全体としては、表4から明らかなように、裁判所が自白の信用性を判断する際に用いる注意則のなかでは、Aの自白の経過、Bの自白内容の変動・合理性、および、Eの自白と客観的証拠との符合性がポイントとして指摘されることが多かった。逆に、Cの体験供述、Fの裏付けとなるべき物的証拠の不存在、Gの犯行前後の捜査官以外の者に対する言動、および、Hの被告人の弁解がポイントとして指摘される事件は少なかった。このことは、注意則の中にも重視されるものと用いられる機会が少ないものがあることがわかる。

#### 4. 自白以外の証拠評価について

21事例の判決理由を更に検討したところ、前述した自白それ自体の信用性評価9項目以外にも、裁判所の判断に関わる事項があった。それらをまとめたものが表5である。これらは、他者の供述、被告人の知的能力、犯行を証明する物的証拠との関係、および、真犯人の出現にまとめられた。このうち、他者の供述は更に、共犯者の供述、目撃者の供述、被害者の供述、および、関係者の供述に分けられた。

他者の供述については、採用されるものもあれば、逆に、その供述の信用性が否定されるものもあった。その際の採用・不採用の基準は前述した自白の信用性評価に準じた基準が採られていた。また、自白の信用性を評価する際に、被告人の知的能力について言及している事例も2事例あった。知的能力から直ちに被告人の自白の信用性が判断されるわけではないが(大橋・森・高木・松島, 2002)、知能が低い場合にはそのことが判決理由として利用されていることがわかる。更に、犯行を証明する物的証拠との関係についても言及されていた。

本稿では、被告人の自白があり、且つ、犯人の同一性が裁判において争われた事例について、自白の経過、自白内容の変動・合理性、捜査状況等を精査し、自白の信用性判断に際し用いられた注意則について検討するだけでなく、該当事例の中から、無実の被疑者・被告人の自白と犯行体験を有する真犯人の自白の両者が明らかに存在する事例を見出すことをもう一つの目的としていた。表5より、21事例のうち明らかな真犯人が後に出現した事例は3事例あった(No. 3の1-③事件, No.10の529事件, No.11の556事件)。これらの事例を更なる精査の対象とするため、真犯人と被告人・被疑者との関係について検討した。1-③事件は、被害者自身が真犯人であること、529事件は、真犯人と被告人が同一の組関係者であること、556事件は、同乗車が身代わりになった事件であることから、いずれの事例とも、真犯人と被告人の自白を純粹に比較検討することが困難であった。したがって、今回分析対象とした無罪事例からは該当する事例は見出せなかった。

表5 自白以外の証拠評価について

No	事件 番号	他者の供述(+ : 採用 / - : 供述の信用性否定 / → : 新たに出現)					犯行を証明する物的証拠 との関係	真犯人の出現 ○ : 出現 / × : まだい ない / ? : 可能性有り
		共犯者の供述	目撃者の供述	被害者の供述	関係者の供述	被告人の知的 能力		
1	1-①	+ : 真犯人の 供述あり	- : 犯人像にかなす る供述が次々に変遷	+ : 供述の真偽不明			○ : 共犯者に対するポリ グラフ結果からは、被告 人を犯人と断定できない	? :
2	1-②							? :
3	1-③			- : 不自然性・不合理性が高 い				○ : 被害者自身が注射 したことを認定
4	1-⑫			+ : 犯行の事実に関する供述 は合理性がある。 / 被 害者が供述する犯人の特徴と 不一致	+ : 犯行の事実 に関する供述は 合理性がある。	被告人の知能 がやや低い	○ : 犯人使用の自転車や 犯人の着衣と被告人を結 びつけるものがない	? :
5	2-⑦						自白調書以外の証拠がない	? :
6	2-⑧	- : 被害者からの伝 聞に基づく目撃証言	- : 重要な部分において変 遷 ; やけどのひどさから判断 して犯人を目撃した可能性は 低い。後の思いこみから被告 人の名前を告げた。	- : 同僚の証人 の証言			決定的な物証がない	? :
7	373			- : 被害者が供述する犯人像 の不明確性あり。被告人断定 の際、暗示の可能性有り				? : 犯人と被告人の同 一性につき、合理的疑 いを差し挟む余地があ る
8	440			+ : 被害者が供述する犯人の 特徴と不一致				? :
9	456		+ : 目撃者と整合し ない	- : 被害者の、犯人と被告人 との同一性の識別に関する供 述部分には、犯行状況の限 界・被害を相談した友人から の暗示などが考えられる		被告人の知能 がやや低い	真犯人が言った「白いソ アラ」とのつながりがま ったくない	? : 外部者による犯行 の可能性は捨て切ること は困難
10	529	+ : 拳銃所持 者の供述撤回			+ : 関係者の証 言と被告人の供 述が一致しない			○ : 所持者や組上層部 を隠そうとしていた
11	556							○ : 出現(被告人証言)
12	580				+			→ : 真犯人自ら暴露 ; 供述も具体的に信用性 高い
13	588		目撃者の不在					×
14	512	+ : 被告人の 関与を強く否 認	* 目撃者1~3供 述 - : 共犯者の行為 と混同している可能 性あり 目撃 者4~6供述+ : 共犯 者の単独犯行だと主 張					? :
15	586							? : 窃盗車両を所有し ているだけであって、 窃盗の事実はないと考 えられる
16	606			-				? :
17	615			-				? :
18	623			+ : 狂言				狂言であったため、犯 罪自体存在しない
19	642		- : 検察官調書の信 用性否定					? :
20	649		+ : 目撃者と整合し ない					? : 被告人が犯人であ ることを示す根拠が何 もない
21	691			-				? :

## [今後の展開]

供述心理学は、事実認定のあり方といった法学的な議論より、むしろまず、体験の有無と自白そのものの関係を実証的に明らかにしていく姿勢をとることが望まれる。そのことにより、供述証拠の価値をより科学的・実証的に検証することが可能となり、ひいては、事実認定の問題に貢献し得ることになる。

本研究では21の無罪事例を検討してきたが、厳密に言えば、無罪という判決が下されたからと言って、直ちに被告人に犯行体験がないとは言えない。実際、自白の信用性は否定され

たとしても、犯行体験がないことが他の証拠から明白な事例は極めて少なかった。とりわけ、被告人に犯行体験がないことを明確に証明する、被告人と面識のない真犯人が後になって現れた事例は、今回の分析では見出すことができなかった。

前述したように、厳密に犯行体験の有無から供述の特徴を分析するには、犯行体験のない者の供述を分析するだけでは不十分であり、犯行体験のある者との比較が大切であり、特に、同一事例において犯行体験のない者と犯行体験のある者の両者が存在する事例について詳細に検討することが必要である。

その点において、本稿において分析対象とした『無罪事例集』には掲載されていないが、2000年に無罪判決が下された宇和島誤認逮捕事件は上の条件を満たす事例と言える。この事件は、一旦自白したが後に真犯人が現われ無実であることが明らかになった事例であり、起訴後に真犯人が逮捕され無罪となった。こうした事件については本稿で試みた分析に加え、無実の者と真犯人の供述を比較検討するといった分析が必要である（大橋, 2004）。

## 文 献

- Gudjonsson, G. H. 1992 *The psychology of interrogation, confessions and testimony*. Chichester: John Wiley & Sons.
- 浜田寿美男 1992 自白の研究 三一書房.
- 浜田寿美男 2001 自白の心理学 岩波書店.
- Inbau, F. E., Reid, J. E., & Buckley, J. P. 1986 *Criminal interrogation and confessions*. Baltimore: Williams & Wilkins. 小中信幸・渡部保夫(訳) 1991 自白 ぎょうせい.
- Kassin, S. M. 1997 The psychology of confession evidence. *American Psychologist*, 52, 221-233.
- 中川孝博 2003 合理的疑いを超えた証明 — 刑事裁判における証明基準の機能 — 現代人文社.
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会(編) 1998 誤判原因の実証的研究 現代人文社.
- 日本弁護士連合会刑事弁護センター(編) 1992 無罪事例集(第一集) 日本評論社.
- 日本弁護士連合会刑事弁護センター(編) 1996 無罪事例集(第二集) 日本評論社.
- 日本弁護士連合会刑事弁護センター(編) 1999a 無罪事例集(第3集) 日本評論社.
- 日本弁護士連合会刑事弁護センター(編) 1999b 無罪事例集(第4集) 日本評論社.
- 日本弁護士連合会刑事弁護センター(編) 2000 無罪事例集(第5集) 日本評論社.
- 日本弁護士連合会刑事弁護センター(編) 2001 無罪事例集(第6集) 日本評論社.
- 日本弁護士連合会刑事弁護センター(編) 2002 無罪事例集(第7集) 日本評論社.
- 大橋靖史 2004 犯行体験の有無と供述の特徴 — 宇和島事件における無実の者と真犯人の供

- 述比較－ 法と心理学会第5回大会予稿集, 18.
- 大橋靖史・森直久・高木光太郎・松島恵介 2002 心理学者, 裁判と出会う 北大路書房.
- 司法研修所(編) 2001 自白の信用性 －被告人と犯行との結び付きが争われた事例を中心に  
して－ 法曹会.
- Steller, M. & Köhnken, G. 1989 Criteria-based content analysis. In D. C. Raskin (Ed.)  
*Psychological methods in criminal investigation and evidence*. New York: Springer-  
Verlag.
- Trankell, A. 1972 *Reliability of evidence*. Stockholm: Beckmans.
- Undeutsch, U. 1967 *Beurteilung der Glaubhaftigkeit von Zeugen Aussagen*. Verlag für  
Psychologie.
- 渡部保夫 1987 刑事裁判ものがたり 潮出版社.
- 渡部保夫 1992 無罪の発見 －証拠の分析と判断基準－ 勁草書房.

#### 付記

本研究は、平成13～15年度科学研究費(基盤研究(c)(2))の助成を受け行ったものである。

## **Relationship between criminal experiences and confessions**

—Preliminary study for case selection—

Yasushi OHASHI Ph.D.

Using the data of acquitted cases, I analyzed relationship between criminal experiences and confessions. In Japan, there were few acquitted cases. When the court judged these cases, reliability of confessions was evaluated with nine rules to be paid attention to: course of confessions, change and rationality of confessions, depositions of experiences, disclosure of secrets, agreement of confessions with objective evidence, absence of physical evidence, speech and action before or after crime, excuses by the accused, and relation to circumstantial evidence. In acquitted cases, the court particularly attached importance to three rules: course of confessions, change and rationality of confessions, and agreement of confessions with objective evidence. To analyze further, we need to compare confessions by innocent accused with those by real criminals in a single case. Though I tried to look for the appropriate case in the data, I could not find it.

